

東浦町DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進基本方針

令和4年10月

東浦町

目次

1 はじめに(策定の背景)	1
2 東浦町のDXとは(策定の目的)	1
3 基本方針の位置づけ	2
4 期間	3
5 DX 推進の考え方(視点)	3
6 推進体制・手法	3
7 取組事項	4
(1)情報システムの標準化・共通化	4
(2)マイナンバーカードの普及促進	6
(3)行政手続のオンライン化	6
(4)キャッシュレスの推進	7
(5)AI・RPA 等のデジタル技術を活用した BPR の推進	8
(6)テレワークの推進	8
(7)セキュリティ対策の徹底	9
(8)デジタル人材の育成・確保	9
(9)官民データ活用の推進	10
(10)デジタルデバイド(情報格差の解消)対策	10
(11)地域 DX に向けた施策展開	11

1 はじめに(策定の背景)

新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式や働き方への対応が求められる中で、「新たな日常」への原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせた変革＝デジタル・トランスフォーメーション(DX^{*1})の必要性が社会全体に求められています。

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定及び「デジタル・ガバメント実行計画」の改定が令和2年12月25日に閣議決定され、同時に総務省では「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(計画期間:令和3年1月～令和8年3月)を策定し、デジタル・ガバメント実行計画における各政策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策をとりまとめ、デジタル社会実現に向けた取組みを着実に進めるよう、全自治体に向けて技術的助言を行っています。

さらに、「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告においては、今後、人口減少により経営資源であるヒト・モノ・カネが大きく制約される時代が訪れた時でも、AIやRPAなどの新しいデジタル技術等を使用して業務の効率化を図り、自治体が本来担うべき機能を発展させる仕組み(スマート自治体)への転換が必要であるとしています。

本町においても、人口減少・少子高齢社会の本格的な到来は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響が懸念されており、本町の生産年齢人口については2020年には29,953人(総人口における割合は60%)であったのが、2040年には23,552人(54%)に減少することが国立社会保障・人口問題研究所により推計されています。このことから、今までと変わることなく行政サービスを提供していくには、積極的なデジタル技術の導入による業務の効率化・働き方の改革も求められます。

*1 Digital Transformation の略

(「Transformation」は、英語圏では「X-formation」と表記されるため、「DT」ではなく、「DX」と表記されます。)

2 東浦町のDXとは(策定の目的)

日本全体で人口減少・少子高齢化が進展するなか、将来にわたって心豊かで活力あるまちづくりを進めていくうえで、その中心的な役割を担う行政においては、社会環境の変化や高度化・多様化する住民ニーズに適切に対応するため、施策の展開が求められています。

本町においても、高齢化の進展や将来的な人口減少に伴う、財政規模の縮減と社会情勢の変化などにより増加する行政の役割に柔軟に対応するためには、業務の効率化や簡素化を実現しながら、限られた行政資源(人的・財政的)を配分していくことが必要です。

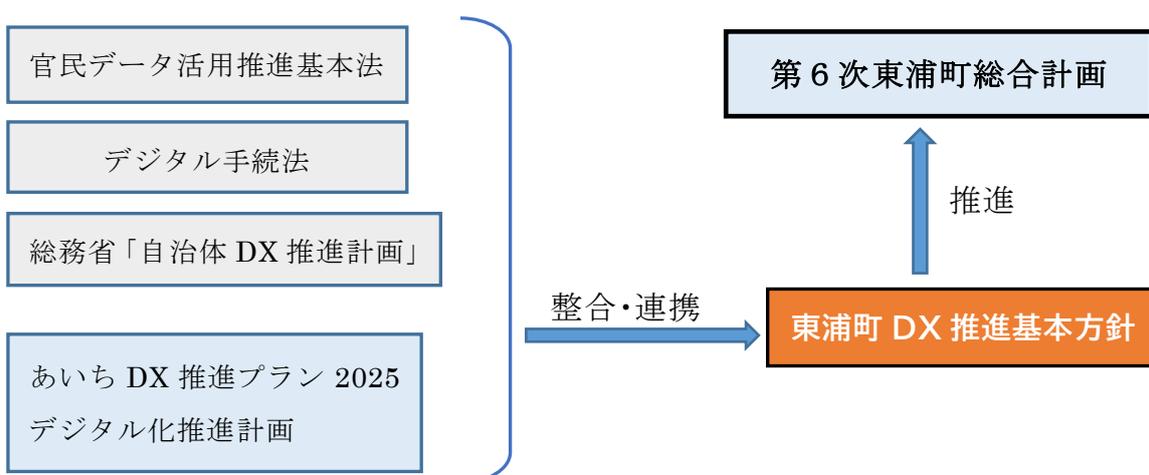
また、スマートフォン等を活用した利便性の高いデジタル社会へ移行するなかで、行政サービスにおいてもデジタル技術の活用による住民の利便性の向上が求められています。

こうした社会情勢の変化等にデジタル技術を活用して対応し、時代のニーズに応える行政運営を実現していくという中長期的な展望のもと、本町がDXを進めていくうえで大切にする視点や直近で取り組むべき重点取組事項とそれらに関する基本的な考え方等を示す「東浦町DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定しました。

3 基本方針の位置づけ

この基本方針は、デジタル社会形成基本法に規定されている地方公共団体が策定する施策として位置づけるとともに、官民データ活用推進基本法に基づく市町村官民データ活用推進計画として位置づけられます。

また、策定にあたっては、国の「デジタル・ガバメント実行計画」や「自治体DX推進計画」、愛知県の「あいちDX推進プラン2025」を勘案しており、国や愛知県の施策との整合性を図っています。



4 期間

本方針の期間は、終期を国の推進計画に合わせ、令和8年3月までとします。

ただし、ICTの進展や社会環境の変化が早い現状や国の方針を踏まえ、方針内容や期間について適宜、見直しを実施します。

5 DX 推進の考え方(視点)

DX、デジタル施策の推進にあたり、次に掲げる3つの視点で取組みます。

① 住民サービスの向上

② 行政事務の効率化

③ 住民の情報享受

6 推進体制・手法

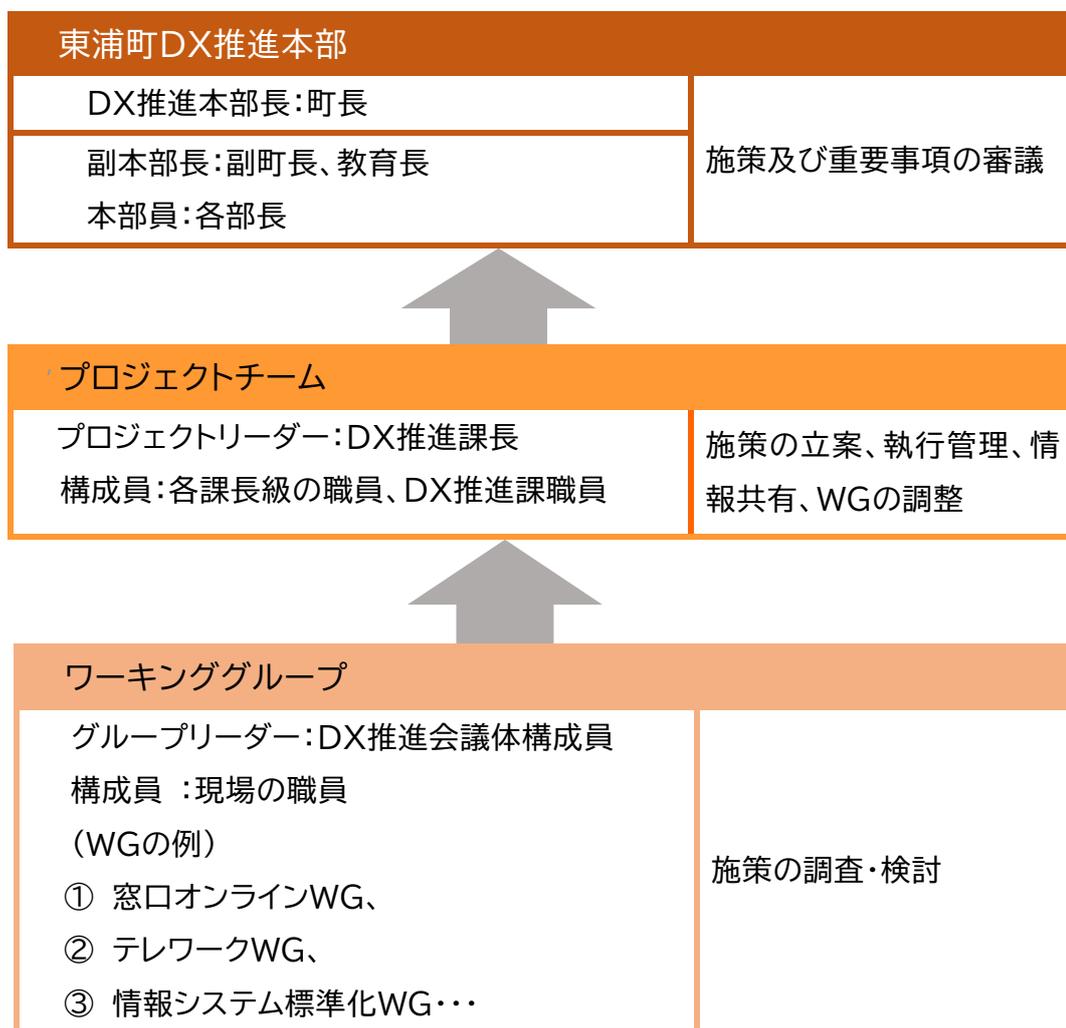
DXを推進していくためには、単なるデジタル化ではなく、既存の業務手順や業務そのものの見直しなど、全庁にまたがる調整が必要となります。そのため、全庁的かつ組織横断的な推進体制として、DX推進本部及びDX推進プロジェクトチームを設置し、グループの横断的調整や各グループにおける検討の進行管理を行います。

また、本方針に基づく各施策の推進については、PDCAサイクルに基づく見直しを行う必要があります。その一方で、速やかな意思決定が求められる場合や社会情勢や技術動向等の急速な変化に対応するため、OODAループ*2手法を取り入れ、変化の状況を観察し、迅速、柔軟に見直すなど、臨機応変に対応するものとします。

そのほか、近隣自治体との連携も必要な事業も考えられることから、近隣自治体の動向に注視しながら各種事業を推進していきます。

*2 OODA ループとは、Observe(観察)、Orient(状況判断、方針決定)、Decide(意思決定)、Act(行動)の頭文字を取ったもので、問題解決のメソッドの1つ。

< 推進体制 >



7 取組事項

(1) 情報システムの標準化・共通化

視点②

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき、令和7年度末(2025年度末)までに標準化基準に適合した標準準拠システムを構築し、標準化の対象となる業務を移行します。

なお、移行後の情報システムについては、行政運営の効率化等を推進するため国のガバメントクラウド(Gov-Cloud)^{*3}上に構築することを視野に入れ進めます。

また、情報システムの標準化・共通化への対応と併せて、業務プロセスの見直しを行い、業務の効率化を図ります。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
既存システムと標準仕様の比較分析				
業務手順書の見直し、システム移行				

<標準化・共通化対象となる業務システム> (20業務)

1.住民基本台帳	10.国民健康保険	16.生活保護
2.印鑑登録	11.国民年金	19.健康管理
4.選挙人名簿管理	12.障害者福祉	20.就学
5.固定資産税	13.後期高齢者医療	21.戸籍
6.個人住民税	14.介護保険	23.児童扶養手当
7.法人住民税	(※広域連合)	子ども子育て支援
8.軽自動車税	15.児童手当	戸籍の附票

※出典：地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化についてより作成

※地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウト（総務省）で示されている事務のうち、各府庁において標準仕様書を作成することとされている業務（20業務）

※番号は地域情報プラットフォームの業務ユニット番号に準拠

*3 ガバメントクラウドとは、政府の情報システムについて共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境のこと。国はガバメントクラウドを早期に整備し、運用を開始することとしている。地方自治体の情報システムについても、ガバメントクラウドを活用できるよう検討が進められている。

(2) マイナンバーカードの普及促進

視点①

マイナンバーカード交付円滑化計画に従い、マイナンバーカードの利活用分野が広がり、ますます利便性が高まるため、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでいきます。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
普及に向けた各施策の検討・実施				
利活用の方策・実施				

(3) 行政手続のオンライン化

視点①

デジタル化による住民の利便性の向上という観点から、行政手続のオンライン化を優先して進め、自治体DX推進計画等で示された国民の利便性向上に資する手続(31手続)の内、市町村が担う27の手続について、国が進めるマイナポータルを通じたオンライン申請の環境整備と併せて、オンライン手続を導入するとともに、その他の手続についてもオンライン化を進めます。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ぴったりサービス(マイナポータル)によるオンライン化対象手続の検討				
その他オンライン化対象手続の検討				
申請環境の構築・運用				

<行政手続のオンライン化対象> (31手続)

子育て関係 (15手続) ※市区町村対象手続			
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請	
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請	
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
未支払の児童手当等の請求		住所移転後の要介護・要支援認定申請	
児童手当等に係る寄附の申出	介護関係 (11手続) ※市区町村対象手続		被災者支援関係 (1手続) ※市区町村対象手続
児童手当に係る寄附変更等の申出	要介護・要支援認定の申請		罹災証明書の発行申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	要介護・要支援更新認定の申請		
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請		自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続
児童手当等の現況届	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出		自動車税環境性能割の申告納付
支給認定の申請	介護保険負担割合証の再交付申請		自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
	被保険者証の再交付申請		自動車税住所変更届
			自動車の保管場所証明の申請

出典：令和3年度2月9日自治体DX推進計画概要より抜粋

※市町村対象手続きは27手続

視点①

(4) キャッシュレスの推進

税や保険料、手数料等の支払いについて、窓口ではもちろんのこと、時間・場所を問わずキャッシュレス決済が可能となるよう環境の充実を図ります。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
拡張範囲の検討・構築・運用				

(5) AI・RPA 等のデジタル技術を活用した BPR の推進

視点②

業務の効率化を図るため、既存の業務について、手続の簡素化、迅速化を図るため、AI・RPA*4等のICTの活用を前提に、業務プロセスを抜本的に見直し、再構築(BPR*5)していきます。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象業務の選定(分野ごとの課題抽出)	→			
優先度の設定、具体的な施策検討		→		
施策の実施・運用		→		
AI・RPAの導入・活用	→			

*4 AI・RPA パソコン上で人が行うマウスやキーボードの操作をロボットが記憶して代行するプログラムのこと。

*5 BPR Business Process Re-engineeringの略。

既存の業務プロセスを詳細い分析して課題を把握し、全体的な解決策を導き出すことにより、住民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組み。

(6)テレワークの推進

視点②

場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であり、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりのライフステージに合わせた多様な働き方を実現します。また、従来の紙資料を基本とした業務から、資料の電子化や決裁の電子化などペーパーレス化を促進していきます。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現体制の見直し、導入範囲の検討		→		
テレワーク環境の構築・運用	→			
ペーパーレス化の検討・構築・運用	→			
ビジネスチャットツールの運用	→			
文書管理・人事給与管理等の検討・導入・運用		→		

視点②

(7) セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、セキュリティポリシー等の対策基準の見直しを行い、住民情報等の流出を徹底して防止する適切なセキュリティ対策を行います。また、実施する施策は、求められる情報セキュリティ対策の変化に合わせて、随時見直しを行うものとします。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セキュリティ対策の実施	→			
セキュリティポリシーの見直し	→			

視点②

(8) デジタル人材の育成・確保

デジタル化を推進するため、各部署へデジタル化に関する基本的な知識を有する人材やICTを活用した業務・サービスの企画・改善ができる人材の育成を図ります。

また、デジタルツールの紹介やデジタル化への理解を深めるための研修を職員の役割に応じて実施し、職員の情報リテラシー*6の向上を図ります。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オンライン研修・eラーニングの実施				

*6 情報リテラシー インターネット等の情報通信やパソコン等の情報通信機器を利用して、現状やデータを活用するための能力・知識のこと。インターネット上での情報収集・発信能力やマナー、機器やソフトの活用能力、各種情報分析・整理能力等のこと。

(9)官民データ活用の推進

視点③

町が保有する公開可能なデータのオープンデータ*7化や民間が保有するデータを部局・分野横断的に活用するなど、データ利活用について、職員の理解を深め、分析基盤の導入等も含め、調査・研究を進めていきます。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オープンデータ利活用の検討・調査・研究				
オープンデータ環境の運用				

*7 オープンデータ 誰でも許可されたルール の範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるよう、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

(10)デジタルデバインド(情報格差の解消)対策

視点③

地域社会のデジタル化を推進するため、インターネット利用環境の整備や各種支援を実施するとともに、デジタル機器の操作などに不安のある方に対するデジタル活用支援に取り組み、デジタルデバインドの是正を図るための必要な施策を講じます。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用環境の検討・調査・実施				
デジタルデバインド対策の実施				

視点①

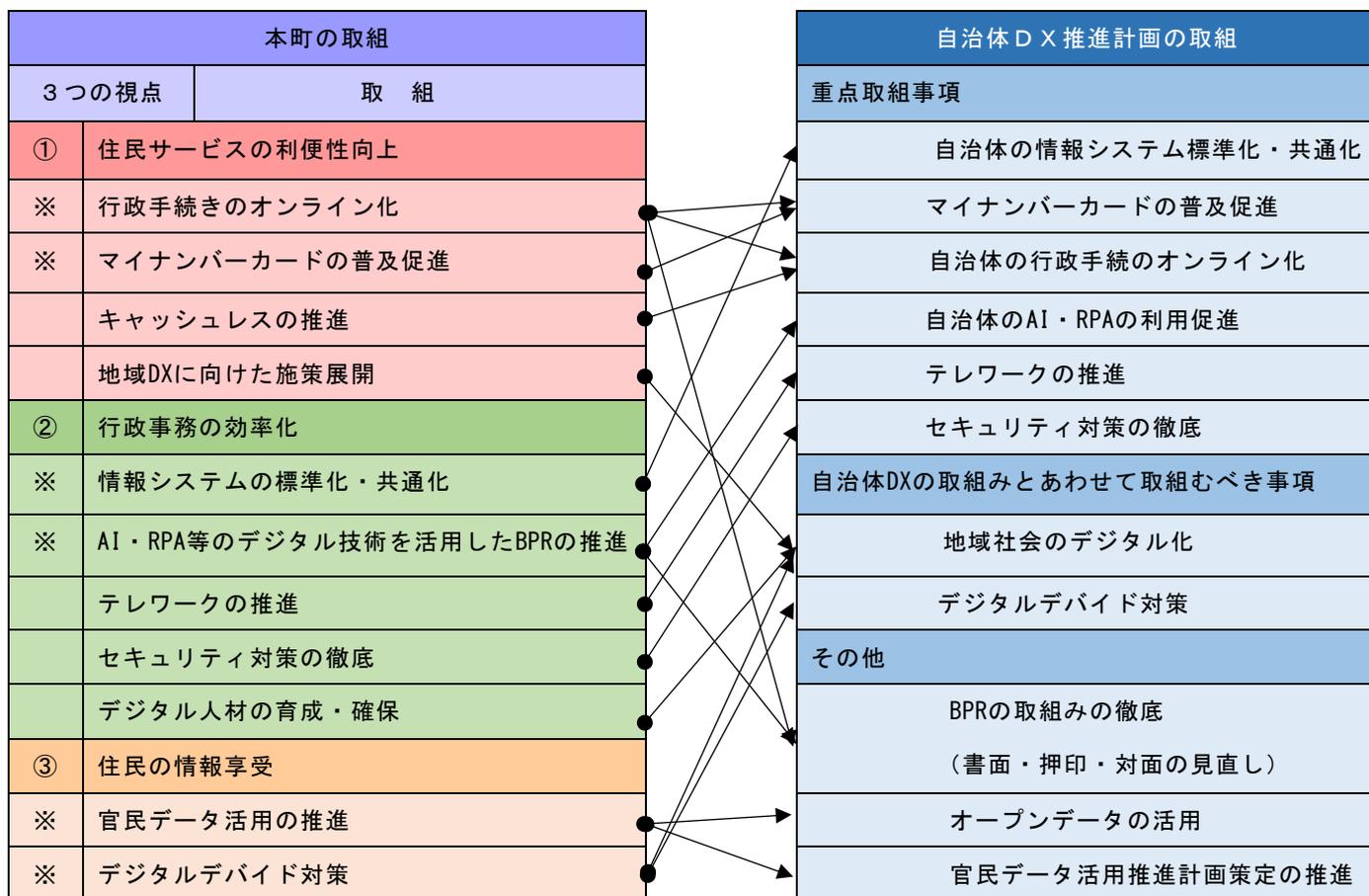
(11) 地域 DX に向けた施策展開

産業・福祉・教育・環境・地域など、各分野で抱える課題に対してデジタル技術を積極的に活用し、早期の課題解決に取り組み町の魅力創出を図ります。

<スケジュール>

工程表	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
分野ごとの課題抽出				
優先度の設定、具体的な施策検討				
施策の実施・運用				

<参考：本方針の取組みと自治体DX推進計画の取組みとの関連>



※は官民データ活用推進計画の施策項目です。

東浦町DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進基本方針

令和4年10月策定

発行 東浦町

編集 東浦町 企画政策部 DX推進課